

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【四半期会計期間】	第47期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	ヒビノ株式会社
【英訳名】	Hibino Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日比野 晃久
【本店の所在の場所】	東京都港区港南三丁目5番14号
【電話番号】	(03)3740-4391
【事務連絡者氏名】	取締役 ヒビノGMC(管理本部)本部長 深沢 澄男
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南三丁目5番14号
【電話番号】	(03)3740-4391
【事務連絡者氏名】	取締役 ヒビノGMC(管理本部)本部長 深沢 澄男
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第47期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第46期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高(千円)	4,457,320	3,211,488	17,727,487
経常利益又は経常損失( ) (千円)	210,834	228,343	631,099
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 ( )(千円)	42,387	255,847	220,705
純資産額(千円)	5,703,193	5,346,701	5,654,589
総資産額(千円)	14,439,557	15,230,336	15,467,946
1株当たり純資産額(円)	1,031.10	982.45	1,037.98
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1 株当たり四半期純損失 金額( )(円)	7.74	47.66	40.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	7.54	-	39.89
自己資本比率(%)	39.0	34.6	36.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	282,402	677,223	693,714
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	389,153	155,103	1,049,950
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	916,284	484,605	1,939,248
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	2,729,413	2,238,378	2,563,293
従業員数(人)	616	638	625

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第47期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	638	(3)
---------	-----	-----

（注）従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、従業員数には、契約社員、準社員及び長期アルバイトを含んでおります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	459	(3)
---------	-----	-----

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、従業員数には、契約社員、準社員及び長期アルバイトを含んでおります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
販売事業 (千円)	192,115	46.1

- (注) 1. 生産実績は、映像製品の開発・製造・販売事業部門におけるものであります。  
2. 金額は製造原価によっております。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
販売事業	210,400	66.6	239,500	35.2

- (注) 受注実績は、映像製品の開発・製造・販売事業部門における特注品を対象にしております。

#### (3) 商品仕入実績

当第1四半期連結会計期間の商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
販売事業 (千円)	810,764	65.5
サービス事業 (千円)	-	-
合計 (千円)	810,764	65.3

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
販売事業 (千円)	1,318,914	53.8
サービス事業 (千円)	1,892,573	94.4
合計 (千円)	3,211,488	72.0

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、一部に景気回復の兆しはあるものの、世界的な金融市場の混乱や株式・為替市場の変動、企業業績の悪化による設備投資の減少や雇用情勢の悪化等、総じて景気は低調なまま停滞しており、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループの属する業界におきましても、企業収益の低迷から、特に販売事業の市場において設備投資の抑制や見送り等の影響を強く受け、引き続き厳しい環境下で推移しております。

このような状況のもと、当社グループ（当社及び連結子会社5社）は、景気回復後の飛躍的發展へと繋げるべく、平成22年3月期より平成26年3月期までの5ヵ年で売上高300億円を実現させる中期経営計画「Action 50」に着手し、新規事業の推進、グループ経営体制の強化、経営効率の改善による収益基盤の強化に取り組みました。

販売事業においては、音響機器販売事業部門で、景気後退による設備投資の抑制から、例年になく大型案件が減少したことに加え、売上基盤である流通商品の需要が鈍化し、厳しい状況が続いております。しかしながら、前連結会計年度に実施した子会社への事業譲渡や組織再編等による経営強化を図った結果、業務効率の改善や経費削減等で利益率が向上するなどの効果も徐々に発揮されており、収益面では概ね計画通りとなりました。

映像製品の開発・製造・販売事業部門では、市場の冷え込み・買い控えの影響を受け、国内外で苦戦を強いられております。特に単価の高いLEDディスプレイ・システムは、導入時における初期投資が大きいと、顧客に一層の慎重姿勢が見受けられるなど、成約までに時間がかかる傾向が限定的ながらも続いております。

一方、サービス事業においては、もともと景気変動に左右されにくい性格を有しているコンサート案件を中心に引き続き好調さを堅持しております。

コンサート音響事業部門では、著名アーティストに加え、新規アーティストのコンサート案件の取り込みもあり、ほぼ計画通り堅調推移しております。

イベント映像事業部門では、景況感の悪化から企業販促イベント案件及びコンベンション案件の減少や規模縮小が見られる一方、コンサート案件では当社製LEDディスプレイ・システムの採用がさらに拡大傾向にあります。新規アーティストの案件獲得、人気アーティストの大型コンサートツアーを複数受注するなど好調に推移したことから、企業販促イベント案件等の減少分を補填し業績に寄与しております。

また、次代の新たな事業領域の開発と価値創造に向けたエコグリーン関連の新規事業については、積極的な先行投資を図り、早期事業化を目指しております。

これらの結果、販売事業に弱含みの傾向が見受けられるものの概ね計画通りの推移となっており、売上高3,211百万円（前年同期比28.0%減）、営業損失202百万円（前年同期は営業利益263百万円）、経常損失228百万円（前年同期は経常利益210百万円）、四半期純損失255百万円（前年同期は四半期純利益42百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 〔販売事業〕

音響機器販売事業部門では、企業の設備投資意欲の減退から大型案件が減少している中で、東京・大阪の著名ライブハウスの機器更新案件等を着実に獲得しました。安定した売上を維持してきた輸入音響機器ブランドの一部には依然として買い控え傾向が見受けられますが、他方、先々の案件見込から緩やかな回復の兆しも垣間見られるようになってきております。厳しい市況下で売上は前年同期より後退しておりますが、利益率の高い輸入商品の拡販と経費削減に注力し、収益確保に努めました。

映像製品の開発・製造・販売事業部門では、当社グループの戦略モデルとして昨年発表した「Chromawall」をはじめとした当社製LEDディスプレイ・システム等のグローバルな拡販に向けて、組織体制を再編し、ものづくり体制及びマーケティング力の強化に取り組みました。また、利益率を向上させるべく、当社製LEDディスプレイ・システムの最大の強みである品質は維持したまま製造コストを抑えるため、製造拠点の見直しや製造体制の一元化等の諸施策を推進しております。

これらの結果、販売事業の売上高は1,318百万円（前年同期比46.2%減）となりました。

#### [ サービス事業 ]

サービス事業においては、引き続き堅調推移しております。

コンサート音響部門では、現場機材のデジタル化推進等により、新規アーティストの案件を獲得し、引き続き当社グループ全体の収益を牽引しております。

イベント映像事業部門では、コンサートにおける当社製LEDディスプレイ・システムの採用拡大や海外モーターショー案件の受注により、景況感の悪化による企業販促イベント案件の減少分を補填しました。また、堅調推移していたコンベンション市場も、案件の減少や規模縮小が出ております。

これらの結果、サービス事業の売上高は1,892百万円（前年同期比5.6%減）となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は15,230百万円となり、前連結会計年度末と比べて237百万円減少しました。これは受取手形及び売掛金が減少したことが主な要因であります。

負債合計は9,883百万円となり、前連結会計年度末と比べて70百万円増加しました。これは長期借入金が増加したことが主な要因であります。

純資産合計は5,346百万円となり、前連結会計年度末と比べて307百万円減少しました。これは利益剰余金が減少したことが主な要因であります。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて324百万円減少し、2,238百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は677百万円（前年同期は282百万円の資金減少）となりました。

資金の主な減少要因としては、たな卸資産の増加額462百万円、仕入債務の減少額398百万円及び税金等調整前四半期純損失235百万円の計上であります。また、主な増加要因としては、売上債権の減少額437百万円の計上であります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は155百万円（前年同期は389百万円の資金減少）となりました。

資金の主な減少要因としては、有形固定資産の取得による支出113百万円であります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は484百万円（前年同期は916百万円の資金増加）となりました。

資金の主な増加要因としては、長期借入れによる収入600百万円、セール・アンド・リースバックによる収入108百万円あります。また、主な減少要因としては、長期借入金の返済による支出207百万円あります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 会社の支配に関する基本方針

##### 基本方針の内容

当社は、「創造と革新」を経営理念に掲げ、音と映像の事業を基軸としたプロ用AV&ITのトータル・ソリューション企業として、各事業部門間及び子会社との相乗効果高めるとともに、時代の変化を先取りして創造性を最大限に発揮できる体制を企業グループ全体で共有しながら、日々の改善・改革を実行し、事業の継続的な発展により、企業価値の最大化を目指してまいります。

当社は、顧客のニーズに、長年の実績により積み上げてきたノウハウや技術力に裏打ちされた、信頼性の高い、安全で高品質の製品・商品・サービスを適正な価格で提供してまいります。

事業を拡大していくことで株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダー（利害関係者）に満足していただくことが最善であるとの考えから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けて法令等を遵守しながら利潤を追求してまいります。社会への貢献や環境への配慮も重要なファクターと考えております。

当社では、以上の経営方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針を決定する者」であることが望ましいと考えております。

#### 不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が、大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

上記の方針により、安定的かつ持続的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる企業価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようなIR活動を目指しておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない。」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

なお、大規模買付ルールの具体的な内容につきましては、後記「大規模買付ルールの具体的な内容」とおりであります。

#### 上記の取組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

- イ．当社取締役会は、上記の取組みが上記の基本方針に沿って策定され、また大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。
- ロ．取締役会は、大規模買付行為に係る対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、特別委員会規程を採択するとともに、特別委員会を設置し、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合には特別委員会の勧告を最大限尊重することとしており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

#### 大規模買付ルールの具体的な内容

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を決議し、同日より発効いたしました。

（注1）特定株主グループとは、

（a）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

（b）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、

（a）特定株主グループが、（注1）（a）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

（b）特定株主グループが、（注1）（b）記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、株主名簿のほか、有価証券報告書、各四半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもの並びに大量保有報告書を参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

#### [大規模買付行為への対応方針]

##### 1. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、（ ）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、（ ）当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という以下に掲げる大規模買付ルールを設定しました。

##### 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

##### 必要情報の提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）を提供していただきます。必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。なお、当社は、前記 に定める意向表明書受領後20営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。



- (a) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的及び内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- (d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- (e) 当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域社会その他利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、当社の経営に参画した後に予定する変更の有無及びその内容
- (f) 前記(d)及び(e)が、当社及び当社グループの企業価値を安定的かつ持続的に向上させることの根拠

#### 必要情報の追加提供

当社取締役会は、必要情報の提供を受けた場合には、提供された必要情報の検討を開始します。  
この場合において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められるときは当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。  
なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

#### 取締役会評価期間

前記 及び により必要情報の提供を受けた場合には、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、90日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または120日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

#### 取締役会意見の公表または代替案の提示

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

#### 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

#### 例外的な取扱い

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討し、後述する特別委員会の勧告を経た上で決定することとします。

なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

### 3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

### 4. 特別委員会の設置

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため特別委員会規程を採択するとともに、特別委員会を設置することを決議しました。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役ならびに社外有識者（注）の中から選任します。

本対応方針においては、前記2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。前記3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合があります。という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、前記2. に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに前記3. に記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

（注）社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

### 5. 本対応方針の継続及び廃止

本対応方針については、毎年の上場時株主総会終了後、最初に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続または廃止の決定を行います。

なお、当社取締役会が、本対応方針の継続または廃止の決定を行った場合には、その概要を速やかに株主及び投資家の皆様へ開示します。

本対応方針の詳細内容につきましては、以下の資料（当社ホームページ）をご参照ください。

当社ホームページ <http://www.hibino.co.jp/>

平成18年5月29日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」

平成18年6月29日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続及び特別委員会の委員の異動について」

平成19年6月27日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成20年6月24日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成21年6月23日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

### (5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、53百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,547,840	5,547,840	ジャスダック証券取引所	(注)
計	5,547,840	5,547,840	-	-

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。  
平成16年6月29日定時株主総会決議（第1回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	236,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	236,300(注)1, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	640(注)2
新株予約権の行使期間	自平成18年6月30日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 640 資本組入額 320
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員であること。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。 新株予約権者は、その権利を相続することができない。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権または新株予約権者について「新株予約権の消却事由及び条件」に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。 その他の条件については、総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の発行後、当社が株式分割、または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、払込金額を下回る価額での新株発行または自己株式の処分（新株予約権の行使の場合を除く）、または、1株当たりの払込金額を下回る新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

ただし、かかる調整は、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割、または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額での新株発行（新株予約権の行使の場合を除く）、または、1株当たりの払込金額を下回る新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- (ア) 「既発行株式数」とは、調整後払込金額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数、並びに、発行済の新株予約権及び新株予約権付社債の目的たる株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式数を控除した数を意味するものとする。
  - (イ) 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と、「1株当たり発行価額」は「1株当たり譲渡価額」と、それぞれ読み替えるものとする。
  - (ウ) 当社が新株予約権または新株予約権付社債を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される新株予約権または新株予約権付社債の目的たる株式の数を、「1株当たり発行価額」とは目的となる株式1株当たりの発行価額を、それぞれ意味するものとする。
3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、新株予約権割当契約締結時の新株発行予定数から、権利行使分及び契約締結後の退職等に伴う失権分を減じた数であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	-	5,547,840	-	1,721,487	-	2,074,601

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 180,100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,367,000	53,670	同上
単元未満株式	普通株式 740	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,547,840	-	-
総株主の議決権	-	53,670	-

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ヒビノ株式会社	東京都港区港南 三丁目5番14号	180,100	-	180,100	3.24
計	-	180,100	-	180,100	3.24

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	690	659	771
最低(円)	587	600	631

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。



1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,390,102	2,700,622
受取手形及び売掛金	4,292,368	4,689,082
商品及び製品	2,442,919	2,098,785
仕掛品	472,009	364,075
原材料及び貯蔵品	667,540	654,711
その他	624,081	641,833
貸倒引当金	347,779	338,443
流動資産合計	10,541,242	10,810,666
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,238,389	1,240,237
減価償却累計額	646,023	633,859
建物及び構築物(純額)	592,366	606,378
機械装置及び運搬具	5,771,755	5,678,608
減価償却累計額	4,047,512	3,957,082
機械装置及び運搬具(純額)	1,724,242	1,721,526
工具、器具及び備品	647,425	655,615
減価償却累計額	406,697	396,257
工具、器具及び備品(純額)	240,728	259,357
リース資産	771,131	714,492
減価償却累計額	196,314	160,536
リース資産(純額)	574,817	553,956
その他	471,481	438,793
有形固定資産合計	3,603,636	3,580,011
無形固定資産		
のれん	157,878	168,569
その他	125,955	126,463
無形固定資産合計	283,833	295,033
投資その他の資産		
その他	969,200	948,326
貸倒引当金	167,576	166,090
投資その他の資産合計	801,623	782,235
固定資産合計	4,689,093	4,657,279
資産合計	15,230,336	15,467,946

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,054,173	1,417,146
短期借入金	3,900,000	3,800,000
1年内返済予定の長期借入金	709,508	715,008
1年内償還予定の社債	120,000	120,000
リース債務	170,958	159,450
未払法人税等	48,804	59,074
賞与引当金	198,868	293,819
役員賞与引当金	-	20,979
製品保証引当金	2,240	3,147
その他	782,672	754,356
流動負債合計	6,987,225	7,342,981
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	1,627,990	1,229,992
リース債務	504,176	500,089
退職給付引当金	618,760	593,771
その他	95,481	96,521
固定負債合計	2,896,409	2,470,375
負債合計	9,883,634	9,813,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,721,487	1,721,487
資本剰余金	2,074,601	2,074,601
利益剰余金	1,706,183	2,042,546
自己株式	151,720	151,720
株主資本合計	5,350,550	5,686,914
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,245	6,027
繰延ヘッジ損益	202	118
為替換算調整勘定	88,037	121,446
評価・換算差額等合計	76,995	115,299
少数株主持分	73,145	82,975
純資産合計	5,346,701	5,654,589
負債純資産合計	15,230,336	15,467,946

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	4,457,320	3,211,488
売上原価	2,978,454	2,181,921
売上総利益	1,478,866	1,029,566
販売費及び一般管理費	<sub>1</sub> 1,215,070	<sub>1</sub> 1,232,104
営業利益又は営業損失( )	263,795	202,537
営業外収益		
受取利息	4,782	82
受取配当金	1,934	1,471
負ののれん償却額	5,985	-
受取補償金	-	12,177
その他	15,006	10,916
営業外収益合計	27,709	24,648
営業外費用		
支払利息	19,242	22,446
為替差損	56,033	24,636
その他	5,394	3,370
営業外費用合計	80,670	50,453
経常利益又は経常損失( )	210,834	228,343
特別利益		
固定資産売却益	706	-
貸倒引当金戻入額	1,717	-
特別利益合計	2,424	-
特別損失		
固定資産除却損	7,184	6,856
商品評価損	42,691	-
特別損失合計	49,876	6,856
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	163,382	235,199
法人税等	<sub>2</sub> 135,867	<sub>2</sub> 32,909
少数株主損失( )	14,873	12,262
四半期純利益又は四半期純損失( )	42,387	255,847

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	163,382	235,199
減価償却費	206,028	210,352
無形固定資産償却費	12,984	13,093
のれん償却額	6,595	10,691
負ののれん償却額	5,985	-
退職給付引当金の増減額( は減少)	18,947	24,989
貸倒引当金の増減額( は減少)	3,136	10,821
賞与引当金の増減額( は減少)	99,961	95,034
役員賞与引当金の増減額( は減少)	22,710	20,979
製品保証引当金の増減額( は減少)	2,601	1,113
受取利息及び受取配当金	6,717	1,554
受取補償金	-	12,177
支払利息	19,242	22,446
為替差損益( は益)	53,217	22,850
固定資産売却損益( は益)	706	-
固定資産除却損	7,184	6,856
売上債権の増減額( は増加)	43,819	437,403
たな卸資産の増減額( は増加)	104,888	462,193
その他の流動資産の増減額( は増加)	133,908	48,269
仕入債務の増減額( は減少)	280,418	398,679
その他の流動負債の増減額( は減少)	105,488	90,049
その他	41,337	81
小計	196,741	605,663
利息及び配当金の受取額	6,136	1,554
利息の支払額	15,987	22,982
補償金の受取額	-	12,177
役員退職慰労金の支払額	576	-
法人税等の支払額	468,715	62,308
営業活動によるキャッシュ・フロー	282,402	677,223

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	27,399	70,862
定期預金の払戻による収入	60,777	56,467
投資有価証券の取得による支出	1,180	171
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	64,399	-
有形固定資産の取得による支出	287,429	113,237
有形固定資産の売却による収入	139,122	-
無形固定資産の取得による支出	8,723	15,240
営業譲受による支出	189,956	-
その他	9,965	12,059
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>389,153</b>	<b>155,103</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,200,000	100,000
長期借入れによる収入	-	600,000
長期借入金の返済による支出	163,500	207,502
リース債務の返済による支出	28,466	42,166
株式の発行による収入	640	-
自己株式の取得による支出	22,474	-
配当金の支払額	69,914	69,138
少数株主への配当金の支払額	-	4,867
セール・アンド・リースバックによる収入	-	108,281
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>916,284</b>	<b>484,605</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>68,680</b>	<b>22,805</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	176,047	324,915
現金及び現金同等物の期首残高	2,553,365	2,563,293
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,729,413	2,238,378

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
(四半期連結貸借対照表関係)	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前第1四半期連結会計期間において「商品」「未着商品」「製品」として掲記されていたものは、当第1四半期連結会計期間から「商品及び製品」と一括して掲記しております。なお、当第1四半期連結会計期間に含まれる「商品」「未着商品」「製品」の金額は、それぞれ1,750,232千円、64,066千円、628,621千円であります。
(四半期連結損益計算書関係)	前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取補償金」は1,701千円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2. 経過勘定項目の算定方法	一部の経過勘定項目の算定については、合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)												
<p>1 貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>200,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>1,800,000千円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	借入実行残高	200,000千円	差引額	1,800,000千円	<p>1 貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>600,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>1,400,000千円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	借入実行残高	600,000千円	差引額	1,400,000千円
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円												
借入実行残高	200,000千円												
差引額	1,800,000千円												
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円												
借入実行残高	600,000千円												
差引額	1,400,000千円												

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)																
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与及び賞与</td> <td>346,208千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>108,964千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>8,735千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>25,989千円</td> </tr> </table> <p>2 当四半期連結会計期間における税金費用については、四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。</p>	給与及び賞与	346,208千円	賞与引当金繰入額	108,964千円	役員賞与引当金繰入額	8,735千円	退職給付費用	25,989千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与及び賞与</td> <td>384,031千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>101,758千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>30,963千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>10,606千円</td> </tr> </table> <p>2 同左</p>	給与及び賞与	384,031千円	賞与引当金繰入額	101,758千円	退職給付費用	30,963千円	貸倒引当金繰入額	10,606千円
給与及び賞与	346,208千円																
賞与引当金繰入額	108,964千円																
役員賞与引当金繰入額	8,735千円																
退職給付費用	25,989千円																
給与及び賞与	384,031千円																
賞与引当金繰入額	101,758千円																
退職給付費用	30,963千円																
貸倒引当金繰入額	10,606千円																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)																
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>2,815,495千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,815,495千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>86,081千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,729,413千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	2,815,495千円	計	2,815,495千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	86,081千円	現金及び現金同等物	2,729,413千円	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>2,390,102千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,390,102千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>151,723千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,238,378千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	2,390,102千円	計	2,390,102千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	151,723千円	現金及び現金同等物	2,238,378千円
現金及び預金	2,815,495千円																
計	2,815,495千円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	86,081千円																
現金及び現金同等物	2,729,413千円																
現金及び預金	2,390,102千円																
計	2,390,102千円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	151,723千円																
現金及び現金同等物	2,238,378千円																

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,547,840株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 180,100株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月21日 取締役会	普通株式	80,516	15.00	平成21年3月31日	平成21年6月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。



(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	販売事業 (千円)	サービス事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,452,257	2,005,063	4,457,320	-	4,457,320
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	27,853	11,494	39,347	(39,347)	-
計	2,480,111	2,016,557	4,496,668	(39,347)	4,457,320
営業利益	16,118	342,324	358,443	(94,647)	263,795

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	販売事業 (千円)	サービス事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,318,914	1,892,573	3,211,488	-	3,211,488
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	12,309	8,849	21,159	(21,159)	-
計	1,331,223	1,901,423	3,232,647	(21,159)	3,211,488
営業利益又は営業損失( )	316,601	219,433	97,168	(105,369)	202,537

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、事業形態の類似性等を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な内容

販売事業 業務用音響機器の販売及びメンテナンス、映像機器の開発・製造・販売及びメンテナンス等

サービス事業 コンサート及びイベント用音響、映像機材のレンタル、運用又はオペレーション、イベントの企画立案等

3. 会計処理の方法の変更

前第1四半期連結累計期間

(リース取引に関する会計基準の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(2)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、これによる損益への影響額は軽微であります。

4. 追加情報

前第1四半期連結累計期間

(有形固定資産の減価償却の方法の変更)

追加情報に記載のとおり、国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得原価の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得原価の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益への影響額は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	北米	欧州	アジア	計
海外売上高（千円）	154,200	451,009	135,461	740,671
連結売上高（千円）				4,457,320
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	3.5	10.1	3.0	16.6

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

（注）1．国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2．各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米.....米国

(2) 欧州.....イギリス、スウェーデン、ドイツ、ベルギー、スペイン

(3) アジア.....香港、台湾

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（ストック・オプション等関係）

当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	982.45円	1株当たり純資産額	1,037.98円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	7.74円	1株当たり四半期純損失金額	47.66円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	7.54円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失( ) (千円)	42,387	255,847
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( ) (千円)	42,387	255,847
期中平均株式数(千株)	5,479	5,367
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	144	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
(自平成21年4月1日  
至平成21年6月30日)

当社は、平成21年7月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しました。

(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

100,000株(上限)

取得する期間

平成21年7月16日から平成22年3月24日まで

取得価額の総額

100百万円(上限)

取得の方法

ジャスダック証券取引所における市場買付

ただし、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの自己株式の取得数は記載しておりません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため記載をしておりません。

2【その他】

平成21年5月21日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....80,516千円

(ロ) 1株当たりの金額.....15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成21年6月24日

(注) 平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

ヒビノ株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒビノ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヒビノ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

ヒビノ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任  
社員  
業務執行社員  
公認会計士 望月 明美 印

指定有限責任  
社員  
業務執行社員  
公認会計士 石上 卓哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒビノ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヒビノ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半報告書提出会社）が別途保管しています。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。